

自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領

令和7年10月

尼崎市

資産統括局 財務部 公有財産課

公営企業局 ボートレース事業部 ボートレース施設課

目次	ページ
1 公募物件	1
2 応募資格	1
3 自動販売機の設置条件等	2
4 応募申込み等	4
5 質疑書の提出	5
6 見積書の提出	6
7 見積合わせ	7
8 設置事業者決定の取消し	8
9 その他	9
10 事務局(提出先)	9
11 手続スケジュール	10

資料

公募物件一覧表

物件明細書

応募申込書・誓約書

見積書

質疑書

見積合わせ立会申込書

見積書封入用封筒の印字様式

尼崎市が行う自動販売機（清涼飲料水）設置事業者（以下「設置事業者」という。）の公募見積合わせに応募される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項の内容を十分把握した上でお申込みください。

1 公募物件

- (1) 対象件数は17物件（19台）。1物件ごとに設置事業者を選定する。
- (2) 販売品目については、清涼飲料水とする。
各物件の詳細については、公募物件一覧表及び物件明細書のとおり。
- (3) 現場見学を希望する場合は、各物件明細書に記載の担当者へ問い合わせること。

2 応募資格

次の各号に掲げる条件を全て満たした者に限る。

- (1) 法人であること。
- (2) 自動販売機の設置事業者として十分な資力、信用、実績及び管理運営能力を有すること。参加申込みを行う日の属する事業年度の前年度における貸借対照表で債務超過でないこと。
- (3) 国税及び尼崎市税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (6) 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (8) 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定する暴力団密接関係者（前号に該当するものを除く。）でないこと。
- (9) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が本市との契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 本市が実施した地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
- カ 本市との契約により、当該契約の後に代価の額を決定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないものを本市との契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用許可等

ア 設置事業者の施設使用手続

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産使用許可を受けて使用すること。

イ 使用許可及び賃貸借契約の期間

使用許可及び賃貸借契約（以下「使用許可等」という。）の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）とする。ただし、設置場所を公用又は公共用に供する必要性（用途変更及び廃止を含む。）や使用者の使用状況等を勘案して、本市が支障がないと判断する場合は、1年以内の範囲で使用許可等を更新することができる。なお、更新については、応募時の条件を変更しないことを原則とし、4回の更新（最大設置期間は5年）を限度とする。なお、使用許可等の更新の際は、別途、更新申請書を提出すること。

ウ 使用許可等の取消し

本市は、使用許可等期間中であっても、設置事業者において使用許可等の条件に違反する行為があると認められる場合及び本市が公用又は公共用に供する場合（用途変更、廃止及び長期閉鎖等を含む。）は、使用許可等を取り消すことができる。

また事業者が上記2に定める応募資格の要件を満たさなくなった場合は、本市は使用許可を取り消すことができる。なお使用許可等が取り消されたことにより生じた損害等があっても、本市はその補償等（地方自治法第238条の4第5項において準用する同法第238条の5第5項に規定する補償を除く。）は一切行わない。

エ 使用料及び貸付料（以下「使用料等」という。）

使用料等については、本市の設定する最低使用料等年額以上で、かつ、最高金額をもって有効な見積りをした者の金額とする。（最低使用料等年額については「公募物件一覧表」を参照のこと。）

使用料等は、原則、年度ごとに本市が指定する納付書により、本市の指定する期日までに当該年度分を全額納付するものとする。なお、遅延した場合は、尼崎市公有財産規則等に定める遅延利息を支払わなくてはならない。

1年に満たない使用期間については、使用料等を365で除して得た金額に、日割り対象期間の日数を乗じて得た額とする。なお、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用料計測用子メーター設置費用等を含む。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても、全額を設置事業者の負担とする。

電気使用料の請求額については、原則として設置した子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価を乗じて得た額とする。

(3) 販売品目

ア 清涼飲料水については、一般市場で認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などとする。

イ 酒類及びタバコの販売をしないこと。

(4) 使用上の制限

ア 自動販売機は、各物件明細書に示した場所に、指定サイズ内（業務の支障及び通行の妨げにならない範囲）で設置すること。設置する自動販売機の外形寸法に注意し、事前に設置場所を確認すること。

イ 使用許可等の期間中に、自動販売機設置にかかる許認可等の取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならないこと。

エ グリーン購入法の適合機とすること。

オ 販売品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、各施設管理者の指示に従うこと。また、自動販売機に商品PR用のシール等を貼る場合についても、事前に各施設管理者に確認すること。

カ 標準小売価格を上回る価格での販売をしないこと。

キ 自動販売機の売上額及び売上本数又は個数については、月別に集計を行い、公有財産課が指定する方法で、尼崎市資産統括局財務部公有財産課に報告すること。

ク 特記事項については、各物件明細書を確認すること。

(5) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限又は使用期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。

イ 設置事業者は食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。また、設置事業者は、その自動販売機を利用した者が、その商品により健康上の障害を生じた場合、その一切の責任を負うこと。

ウ 原則として自動販売機に併設して、自動販売機 1 台に 1 個の割合で容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に容器を回収・リサイクルすること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

オ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で転倒防止対策を講じる等の安全設置をすること。自動販売機の転倒等により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、設置事業者においてその損害を賠償するものとする。

カ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明示すること。

キ 第三者による損害又は自然災害等による故障が生じても、本市は修理費等を負担しないものとする。

4 応募申込み等

(1) 申込みに必要な書類

ア 応募申込書

イ 印鑑証明書

ウ 資格審査資料

① 参加申込みを行う日の属する事業年度の前年度における損益計算書及び貸借対照表

② 国税に滞納がないことを証する書類（納税証明書その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

事業所が尼崎市にある場合は、前段の書類に加え、尼崎市税に滞納がないことを証する書類

- ③ 商業登記規則第30条第1項第2号に掲げる事項の全部に係る履歴事項証明書
- ④ 法人の概要を説明する書類（会社案内パンフレット等）

エ 設置しようとする自動販売機の仕様、寸法、グリーン購入法適合、ユニバーサルデザイン対応など詳細がわかる書類

オ 見積合わせ立会申込書（見積合わせの立会いを希望する場合に限る。）

※各証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限る。また、そのコピーによる提出を可とする。

※提出された書類は返却しない。また、当該書類は、必要に応じて公開する場合がある。経営のノウハウに関する等で公開できない場合は、その旨明記すること。

(2) 申込みの手続

郵送又は持参すること。郵送する場合は、書留等の送配達した事実が証明できる方法によること。なお、応募件数に制限はない。

(3) 応募申込書の受付

ア 期間

令和7年10月1日（水）から同月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日（以下「日曜日等」という。）を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（郵送の場合は、期間最終日の午後5時必着）

イ 場所

下記「10事務局（提出先）」のとおり

(4) 応募資格の審査

資格審査に合格した者へは、書面において通知を行う。

なお、応募要件を満たさないと判断した場合（応募資格不備等）のみ、その旨について電話連絡を行う。

本市の審査期間は令和7年10月23日（木）から同月29日（水）までとする。

5 質疑書の提出

(1) 質疑の手続

質疑事項は所定の質疑書に記載し、持参又は電子メールで提出すること。

(2) 質疑書に対する回答

適宜、本市のホームページで公開する。

(3) 質疑書の受付期間

ア 期間

令和7年10月1日(水)から同月15日(水)まで(日曜日等を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(電子メールの場合は、期間最終日の午後5時必着)

イ 提出先

下記「10事務局(提出先)」のとおり

各物件の詳細に関する質疑についても、事務局に提出すること。

(4) その他

各物件の応募状況等に関する問い合わせは受け付けない。

6 見積書の提出

(1) 提出の手続

本市が指定する様式が印字された洋長3封筒(以下、「見積書封入用封筒」という。)に見積合わせ番号ごとに1件ずつ見積書を封入し、まとめて別の外封筒(任意)に入れて、郵送又は持参すること。ただし、持参による場合にあっては、外封筒は不要とする。郵送する場合は、書留等の送配達した事実が証明できる方法によること。

なお、一度受付をした見積書に関しては、いかなる理由があろうとも、返還・差替え等には応じない。

(2) 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

ア 本件見積合わせに係る応募資格のない者がしたもの

イ 委任状を提出せずに代理人がしたもの

ウ 指定した期間内に提出されなかったもの

エ 所定の見積書及び見積書封入用封筒によらないもの

オ 見積書封入用封筒に異なる見積合わせ番号の見積書又は複数の見積書を封入したもの

カ 見積金額が最低使用料等年額未満の額のもの

キ 応募者又はその代理人の記名押印がないもの

ク 申込書の申込者印(実印)と異なる印鑑を押印したもの

ケ 代理人が見積書の提出をする場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑

を押印したもの

- コ 応募者又はその代理人が1人で同一物件について2通以上の見積書を提出した場合、その全部のもの
- サ 見積者及びその代理人が同一物件についてそれぞれ見積書の提出をした場合、その双方のもの
- シ 見積金額、応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ス 見積金額が訂正されたもの
- セ 談合その他不正の行為があったと認められるもの
- ソ その他本件見積合わせに関し、不正な行為を行った者がしたもの
- タ 見積金額のすべてにアラビア数字が用いられていないもの
- チ 見積金額の直前に円記号が記載されていないもの
- ツ 応募申込みしていない物件の見積りがされたもの
- テ その他見積書に関する条件に違反したもの

(3) 見積書の受付

ア 期間

令和7年11月4日（火）から同月14日（金）まで（日曜日等を除く。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
（郵送の場合は、期間最終日の午後5時必着）

イ 提出先

下記「10事務局（提出先）」のとおり

7 見積合わせ

(1) 日時

令和7年11月19日（水）午後2時から

(2) 場所

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市役所本庁舎南館地下1階 B1-3会議室
別途立会申込みをした者のみ立会可能。

(3) 設置事業者の決定

本市が設定する最低使用料等年額以上で最高価格の見積りをした者を設置事業者とする。

本市が設定する最低使用料等年額以上で最高価格の見積りをした者が2者以上ある

ときは、後日指定する日時にくじにより設置事業者を決定する。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（選定事務に関係のない本市職員）が応募者に代わってくじを引き、設置事業者を決定する。その場合、くじの結果について異議を申し立てることはできない。

(4) 見積合わせの中止

不正な見積書提出が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他緊急等やむを得ない理由があるときは、見積合わせを中止又は延期することがある。なお、この場合において、当該見積合わせに要した費用を本市に請求することはできない。

(5) 見積結果の公表

見積結果については、物件ごとに応募申込件数、決定した設置事業者名及び決定金額を本市ホームページにて公表する。結果の公表は11月21日(金)までに公表する。電話等の照会には回答しない。

8 設置事業者決定の取消し

設置事業者において、次のいずれかに該当する場合は設置事業者の決定を取り消し、次点者を設置事業者とする。次点者が辞退等の場合は下位の次点者について同様とする。この場合、決定した次点者は自身が提示した金額で設置することとする。

なお、本市は決定取消しの事業者に対して、それにより生じた損害賠償を請求する場合がある。

(1) 設置事業者の決定を辞退した場合

(2) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可等の手続を行わなかった場合

(3) 使用許可等の手続完了までに設置事業者が設置条件や募集条件を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合（使用許可等の手続完了後にあっては、別に定めるところにより対応する。）

(4) 正当な理由なくして売上報告を怠ったとき。

9 その他

(1) 本募集及び使用許可等の手続に関する一切の費用については設置事業者の負担とする。

(2) 自動販売機の設置の際は、安全管理に努めること。

(3) 自動販売機の設置後において、本市が設置事業者の財務状況について必要な資料の提供を求めたときは誠実に対応すること。

(4) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、尼崎市契約規則、尼崎市
公有財産規則等の関連諸法令に定めるところによって処理する。

10 事務局（提出先）

尼崎市 資産統括局 財務部 公有財産課

〒660-8501

所在地：兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号（尼崎市役所本庁舎北館4階）

電話：06-6489-6230

電子メール：ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp

担当：飯田、中井

手続スケジュール

項目	日時	実施要領該当箇所
応募申込書の受付	令和7年10月1日(水) から 10月22日(水) まで	P4～P5 「4 応募申込み等」
質疑書の受付	令和7年10月1日(水) から 10月15日(水) まで	P5～P6 「5 質疑書の提出」
資格等の審査	令和7年10月23日(木) から 10月29日(水) まで	P5 「4 応募申込み等(4)」
見積書の受付	令和7年11月4日(火) から 11月14日(金) まで	P6～P7 「6 見積書の提出」
見積合わせ	令和7年11月19日(水)	P7～P8 「7 見積合わせ」
施設所管課との連絡調整、使用許可等の手続	令和7年12月から順次	
使用許可等の開始	令和8年4月1日(水)	

公募物件一覧表

見積合わせ番号	設置施設名	設置場所	所在地	台数	販売品目	最低使用料等 年額(税込)	設置箇所 区分	消費税等	売上実績 (R6.4月 ~R7.3月) (本数)	売上実績 (R7.4月 ~R7.8月) (本数)	追加機能				備考	
											グリーン 購入法 適合	ユニバー サル デザイン	ローケー ション 対応	災害救助 対応		
R7-	1	市役所本庁舎	北館1階通路	尼崎市東七松町1丁目23番1号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	24,589	11,218	○	○	○	○	
R7-	2	市政情報センター	1階エントランスホール	尼崎市東七松町1丁目5番20号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	3,780	523	○	○	○	×	
R7-	3	あまがさき・ひと咲きプラザ	ひと咲きタワー玄関前	尼崎市若王寺2丁目18番3号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	5,044	2,289	○	×	×	×	
R7-	4	子どもの育ち支援センター・いくしあ	正面玄関横	尼崎市若王寺2丁目18番6号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	2,737	623	○	×	×	×	
R7-	5	小田南生涯学習プラザ	1階風除室	尼崎市長洲中通1丁目6番10号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	8,464	3,590	○	○	○	○	
R7-	6	立花南生涯学習プラザ	1階会議室前	尼崎市栗山町2丁目25番28号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	6,506	2,932	○	○	○	○	
		立花南生涯学習プラザ	2階階段横	尼崎市栗山町2丁目25番28号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	2,239	925	○	○	○	○	
		立花南生涯学習プラザ	3階EV前	尼崎市栗山町2丁目25番28号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	1,421	662	○	○	○	○	
R7-	7	立花北生涯学習プラザ	1階ロビー	尼崎市塚口町3丁目39番地の7	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	1,740	672	○	○	○	○	
R7-	8	園田東生涯学習プラザ	1階ロビー ア	尼崎市食満5丁目8番46号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	2,102	849	○	○	○	○	
R7-	9	園田東生涯学習プラザ	1階ロビー イ	尼崎市食満5丁目8番46号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	3,790	1,708	○	○	○	○	
R7-	10	休日夜間急病診療所	正面玄関前駐輪場南側	尼崎市西難波町6丁目1番9号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	—	—	○	×	○	○	R8.4.1新規設置
R7-	11	弥生ヶ丘斎場	斎場エントランス軒下	尼崎市弥生ヶ丘町1番1号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	4,749	1,981	○	×	×	×	
R7-	12	弥生ヶ丘墓園	休憩所内	尼崎市弥生ヶ丘町2番1号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	2,950	1,469	○	○	×	×	
R7-	13	大高洲庁舎	庁舎横	尼崎市大高洲町2番地	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	—	709	○	×	×	○	R7.4.1新規設置
R7-	14	宮ノ北団地	集会所前 ア	西昆陽3丁目43番1号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	7,379	2,827	○	×	×	×	
R7-	15	宮ノ北団地	集会所前 イ	西昆陽3丁目43番1号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	8,733	4,035	○	×	×	×	
R7-	16	ポートレース尼崎	東側ファン通路下	尼崎市水明町199-1	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	8,524	5,793	○	×	×	×	
R7-	17	ポートレース尼崎	メインスタンド2階	尼崎市水明町199-1	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	2,414	1,198	○	×	×	×	

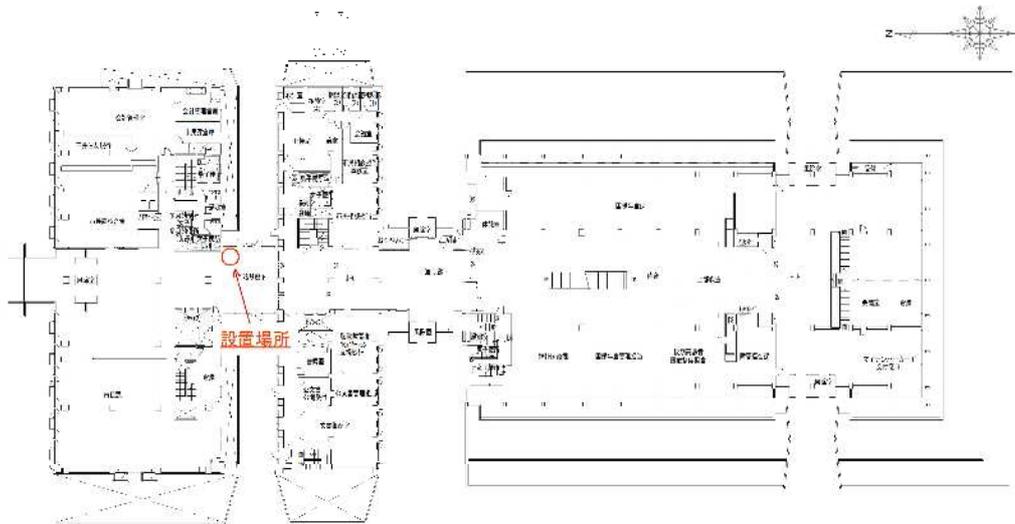
※ 各物件の配置図や条件、担当部署等の詳細については、別添の物件明細書を参照してください。

※ 上記「申込書等宛名」とおり、物件ごとに応募申込書、見積書に記載する宛名が異なるため、宛名ごとに様式を区別していますのでご注意ください。

物 件 明 細 書

見積合わせ番号:R7-1	施設名称	市役所本庁舎
①所在地	尼崎市東七松町1丁目23番1号	
②施設内勤務者数	約1,500人	
③一日の平均来庁者数	約3,000人	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 24,589本 令和7年度4月～8月実績 11,218本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	庁舎管理課/中下/06-6489-6207	
⑥設置場所	北館1階通路	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	【南館】1階1台、地下1階2台(内1台は職員のみ使用可能) 【中館】2階1台 【北館】6階2台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	無	

⑯自動販売機位置図



⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号:R7-2	施設名称	市政情報センター
①所在地	尼崎市東七松町1丁目5番20号	
②施設内勤務者数	140人	
③一日の平均来庁者数	下記特記事項参照	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 3,780本 令和7年度4月～8月実績 523本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	庁舎管理課/中下/06-6489-6207	
⑥設置場所	1階エントランスホール自動販売機コーナー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	本施設は職員研修施設であり、年間1,500人程度が利用する。	

⑯自動販売機位置図



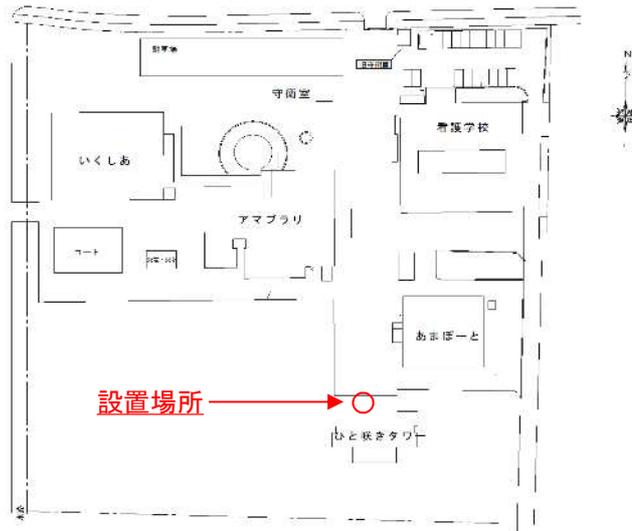
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号:R7-3	施設名称	あまがさき・ひと咲きプラザ
①所在地	尼崎市若王寺2丁目18番3号	
②施設内勤務者数	約30人	
③一日の平均来庁者数	約60人	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 5,044本 令和7年度4月～8月実績 2,289本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	庁舎管理課/中下/06-6489-6207	
⑥設置場所	ひと咲きタワー玄関前	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	アマブラリ屋内、あまぽーと屋内、いくしあ玄関前に各1台設置済	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	無	

⑯自動販売機位置図



⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号:R7-4	施設名称	子どもの育ち支援センター・いくしあ
①所在地	尼崎市若王寺2丁目18番6号	
②施設内勤務者数	約70人	
③一日の平均来庁者数	約100人	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 2,737本 令和7年度4月～8月実績 623本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	庁舎管理課/中下/06-6489-6207	
⑥設置場所	正面玄関横	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	アマブラリ屋内、あまぽーと屋内、ひと咲きタワー玄関前に各1台設置済	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	無	

⑯自動販売機位置図



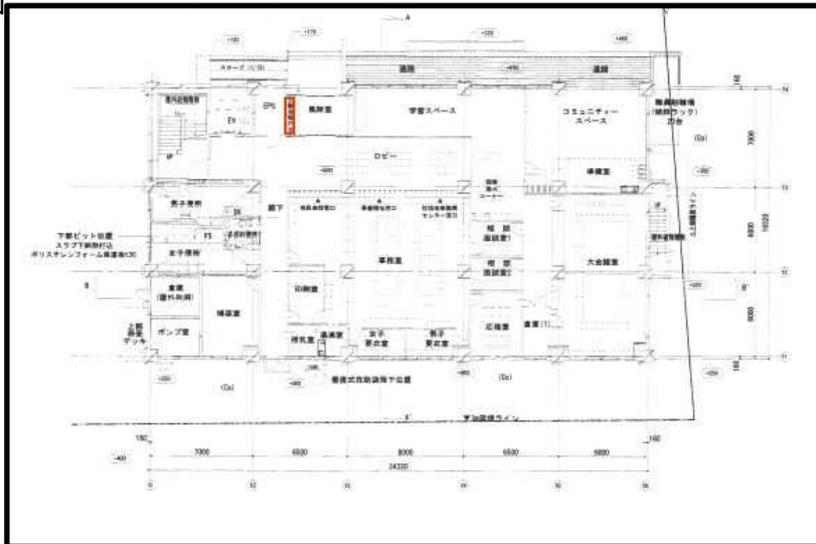
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R7-5	施設名称	小田南生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市長洲中通1丁目6番10号	
②施設内勤務者数	21人	
③一日の平均来庁者数	約250名	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 8,464本 令和7年度4月～8月実績 3,590本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	小田地域課/北/06-6480-7220	
⑥設置場所	1階風除室	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	3階ホワイエに1台設置済	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



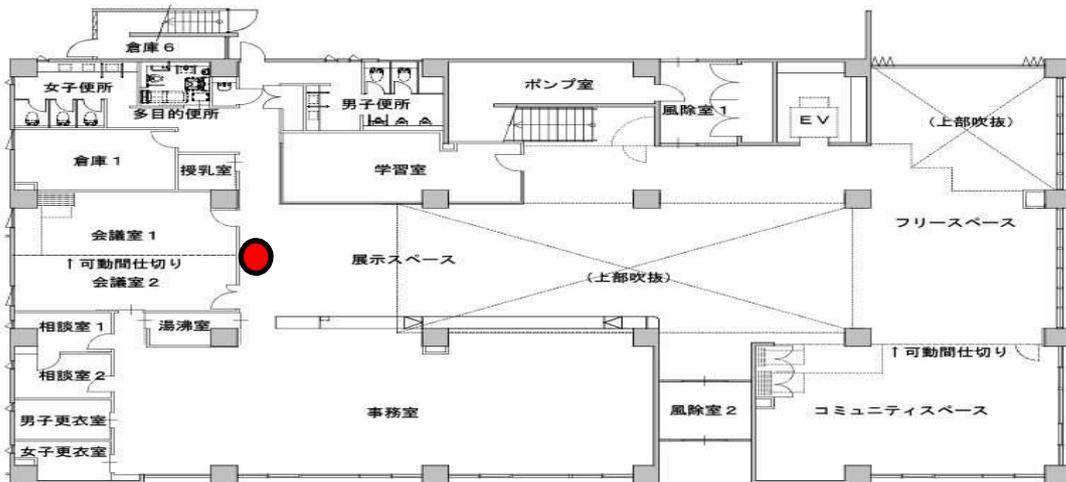
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R7-6	施設名称	立花南生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市栗山町2丁目25番28号	
②施設内勤務者数	30人	
③一日の平均来庁者数	80人	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 6,506本 令和7年度4月～8月実績 2,932本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	立花地域課/広瀬/06-6427-7770	
⑥設置場所	1階会議室前	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円(3か所合計額68,274円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	2階1台・3階1台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



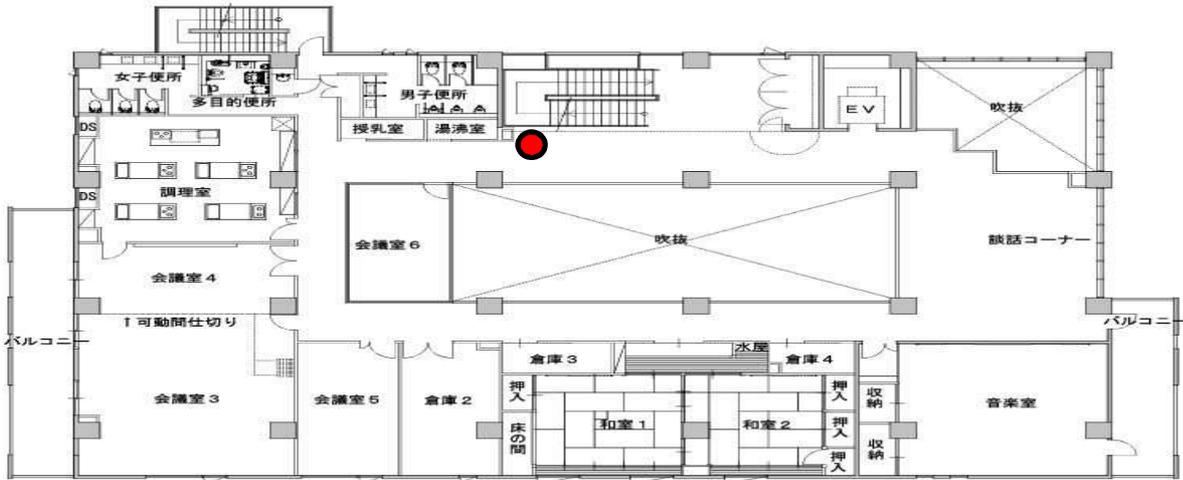
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R7-6	施設名称	立花南生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市栗山町2丁目25番28号	
②施設内勤務者数	30人	
③一日の平均来庁者数	80人	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 2,239本 令和7年度4月～8月実績 925本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	立花地域課/広瀬/06-6427-7770	
⑥設置場所	2階 階段横	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円(3か所合計額68,274円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	1階1台・3階1台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



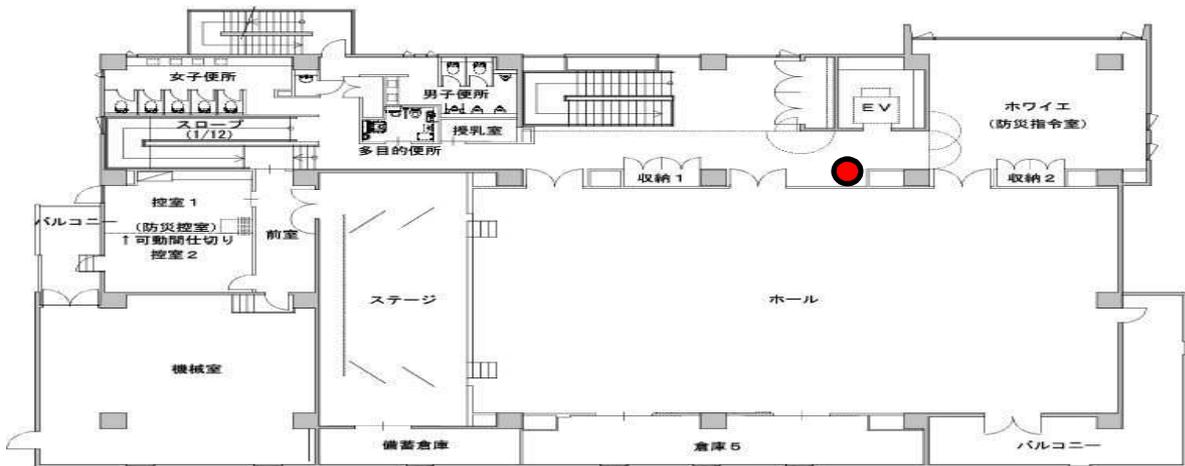
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R7-6	施設名称	立花南生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市栗山町2丁目25番28号	
②施設内勤務者数	30人	
③一日の平均来庁者数	80人	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 1,421本 令和7年度4月～8月実績 662本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	立花地域課/広瀬/06-6427-7770	
⑥設置場所	3階 エレベーター 前	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円(3か所合計額68,274円)	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	1階1台・2階1台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



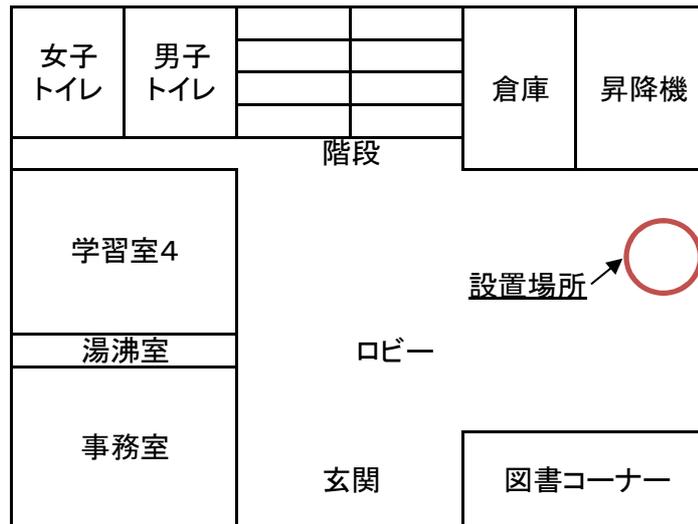
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R7-7	施設名称 立花北生涯学習プラザ	
①所在地	尼崎市塚口町3丁目39番地の7	
②施設内勤務者数	7人	
③一日の平均来庁者数	約86人	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 1,740本 令和7年度4月～8月実績 672本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	立花地域課/広瀬/06-6427-7770	
⑥設置場所	1階ロビー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	無	

⑯自動販売機位置図



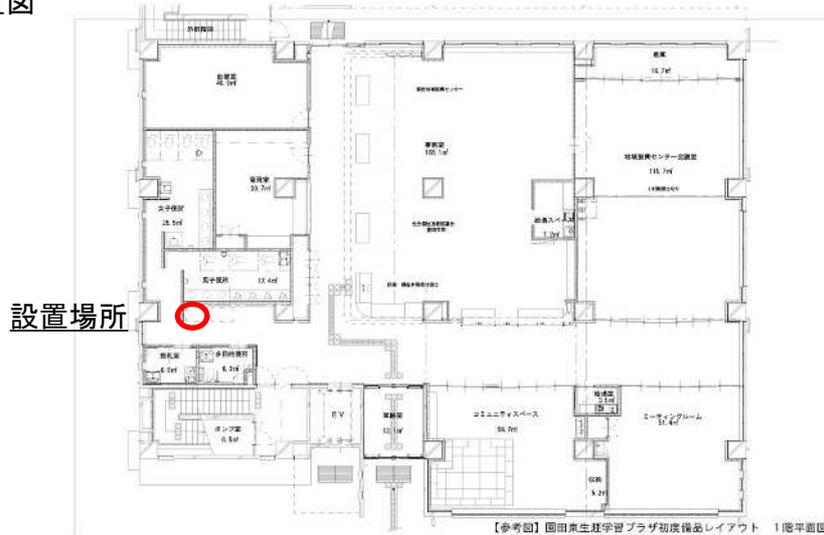
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号:R7-8	施設名称	園田東生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市食満5丁目8番46号	
②施設内勤務者数	22人	
③一日の平均来庁者数	約120人	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 2,102本 令和7年度4月～8月実績 849本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	園田地域課/横山/06-6491-2361	
⑥設置場所	1階ロビー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	1階に1台(ロビー)設置済	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



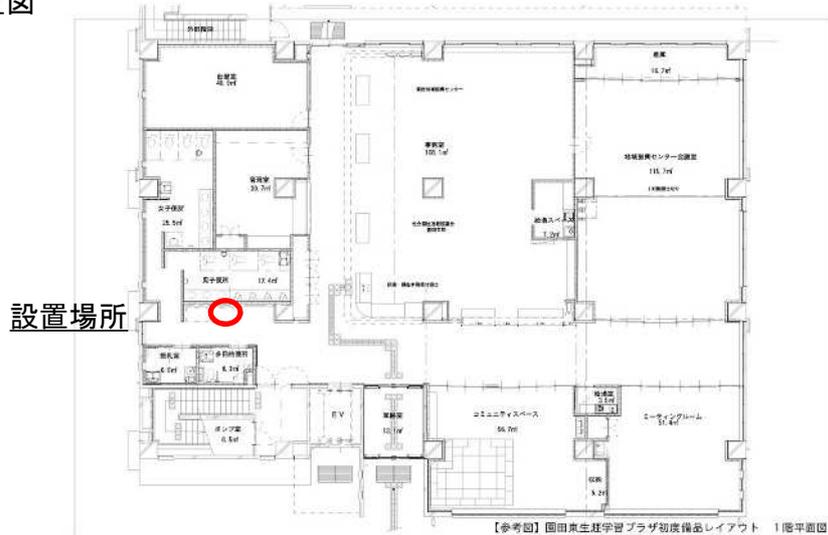
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号:R7-9	施設名称	園田東生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市食満5丁目8番46号	
②施設内勤務者数	22人	
③一日の平均来庁者数	約120人	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 3,790本 令和7年度4月～8月実績 1,708本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	園田地域課/横山/06-6491-2361	
⑥設置場所	1階ロビー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	1階に1台(ロビー)設置済	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



⑰写真



物 件 明 細 書

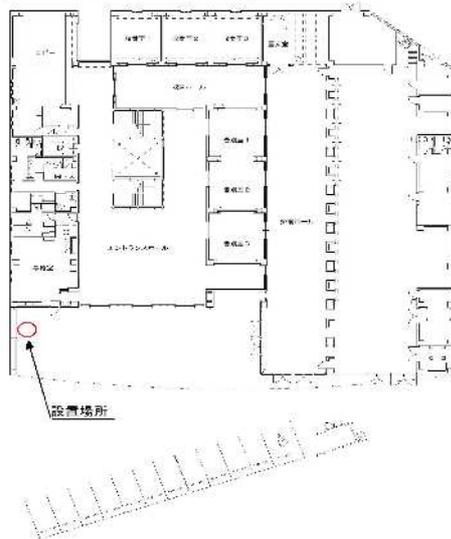
見積合わせ番号: R7-10	施設名称	休日夜間急病診療所
①所在地	尼崎市西難波町6丁目1番9号	
②施設内勤務者数	時間帯によって変動有、人数は平均人数 平日: 12時2人、21時9人 土曜: 16時12人、20時15人 日祝: 12時20人、21時10人 年末年始: 12時35人、22時21人	
③一日の平均来庁者数	()内は診療時間 平日(21-翌6時): 約10人 土曜(16-翌6時): 約60人 日祝(9-翌6時): 約170人 年末年始(9-翌6時): 約470人	
④既設自動販売機売上数	新規設置施設のため、実績なし	
⑤担当部署/担当者/連絡先	保健企画課/北條・安藤/06-4869-3010	
⑥設置場所	正面玄関前駐輪場南側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不用
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	③平均来庁者数は現行施設(尼崎市水堂町)の実績 新施設には令和7年11月1日に移転予定	
⑯自動販売機位置図		
⑰写真	東から撮影	
	西から撮影	

物 件 明 細 書

見積合わせ番号:R7-11	施設名称	弥生ヶ丘斎場
①所在地	尼崎市弥生ヶ丘町1番1号	
②施設内勤務者数	15人	
③一日の平均来庁者数	不明(参列者数によるため)	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 4,749本 令和7年度4月～8月実績 1,981本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	生活衛生課/平垣内/06-4869-3017	
⑥設置場所	斎場エントランス軒下	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	休館日:1月1日および友引日 受付時間:9:00～17:30	

⑯自動販売機位置図

尼崎市立弥生ヶ丘斎場 平面図



⑰写真

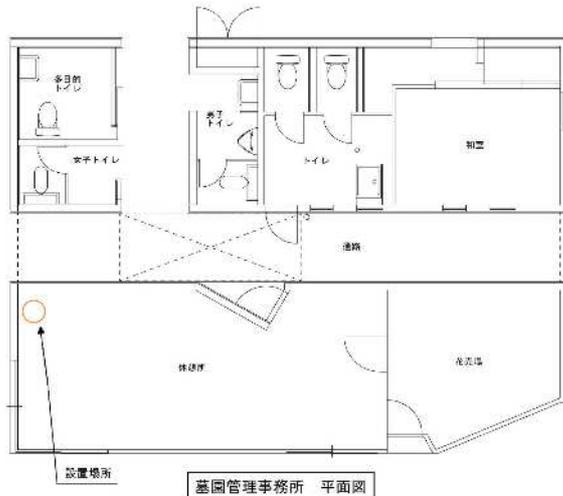


物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R7-12	施設名称	弥生ヶ丘墓園
①所在地	尼崎市弥生ヶ丘町2番1号	
②施設内勤務者数	1人	
③一日の平均来庁者数	不明(墓参者数によるため)	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 2,950本 令和7年度4月~8月実績 1,469本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	生活衛生課/平垣内/06-4869-3017	
⑥設置場所	墓園休憩所内	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	休憩所の開所時間: 9:00~17:00 閉鎖日なし	

⑯自動販売機位置図

弥生ヶ丘墓園 見取図



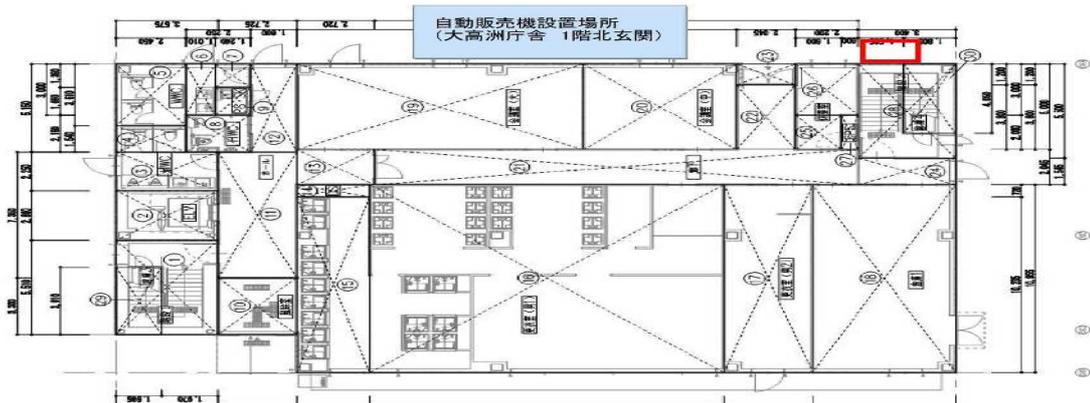
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R7-13	施設名称	大高洲庁舎
①所在地	尼崎市大高洲町2番地	
②施設内勤務者数	120人	
③一日の平均来庁者数	30人	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績:実績なし 令和7年度4月~8月実績:709本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	ごみ減量政策担当/楠原康史/06-6409-1323	
⑥設置場所	庁舎北出入口横	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不用
	③ロケーション対応型	不用
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	有	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	既存自動販売機の価格が100円~150円が主流なため、同等の価格帯で設置をお願いしたい。 令和7年4月1日に新規設置	

⑯自動販売機位置図



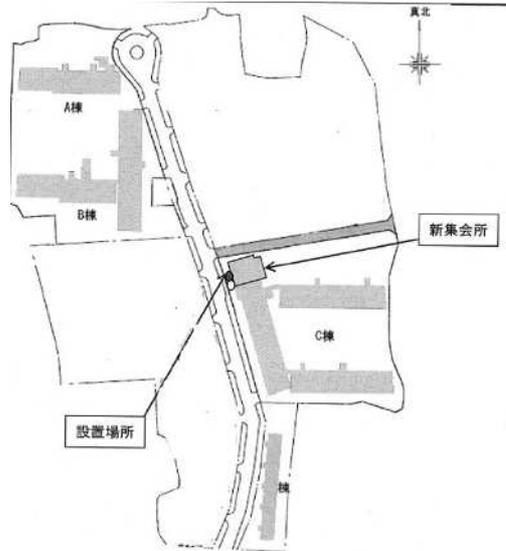
⑰写真



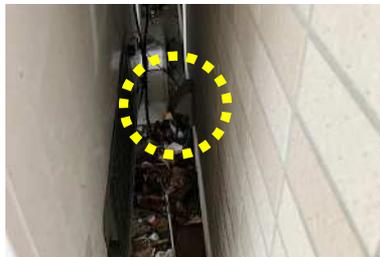
物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R7-14	施設名称	宮ノ北団地
①所在地	尼崎市西昆陽3丁目43番1号	
②施設内勤務者数	886人(令和7年4月1日時点 宮ノ北A~C棟入居者数)	
③一日の平均来庁者数	不明	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 7,379本 令和7年度4月~8月実績 2,827本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	住宅管理担当/辻/6489-6632	
⑥設置場所	集会室前 ア	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	本機設置場所の南側に1台設置予定	
⑭自販機に接続可能なコンセント	あり	
⑮特記事項	なし	

⑯自動販売機位置図



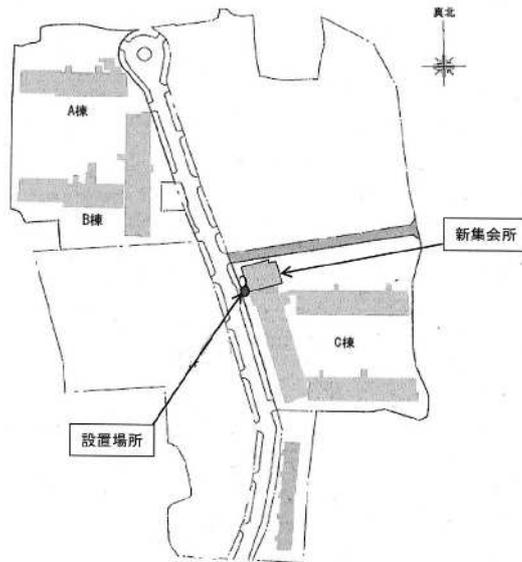
⑰写真



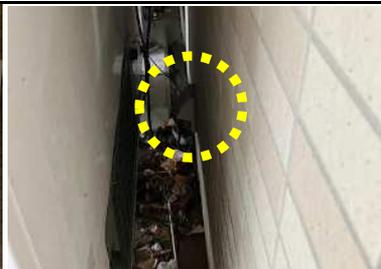
物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R7-15	施設名称	宮ノ北団地
①所在地	尼崎市西昆陽3丁目43番1号	
②施設内勤務者数	886人(令和7年4月1日時点 宮ノ北A~C棟入居者数)	
③一日の平均来庁者数	不明	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 8,733本 令和7年度4月~8月実績 4,035本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	住宅管理担当/辻/6489-6632	
⑥設置場所	集会室前 イ	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	本機設置場所の北側に1台設置予定	
⑭自販機に接続可能なコンセント	あり	
⑮特記事項	なし	

⑯自動販売機位置図



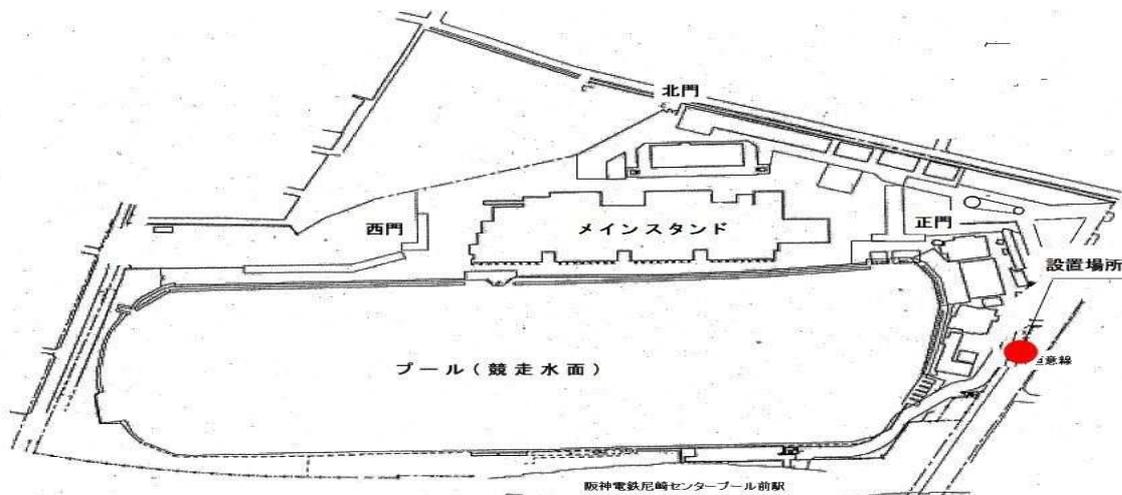
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号:R7-16	施設名称	ボートレース尼崎
①所在地	尼崎市水明町199-1	
②施設内勤務者数	レース開催日は約100人、非開催日は約10人	
③一日の平均来庁者数	レース開催日は約2,000人、非開催日は不明	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 8,524本 令和7年度4月~8月実績 5,793本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	ボートレース事業部ボートレース施設課 / 寺本 / 06-6419-3181	
⑥設置場所	ボートレース尼崎東側ファン通路下	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	メインスタンド内 1階(紙コップ)4台、(ペットボトル)2台、3階(ペットボトル)2台(アイス)2台、有料席利用者用無料自動販売機(紙コップ)6台(3階)、屋外2台(缶・ペットボトル)、バックヤード(施設内勤務者用)3台(缶、ペットボトル)	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



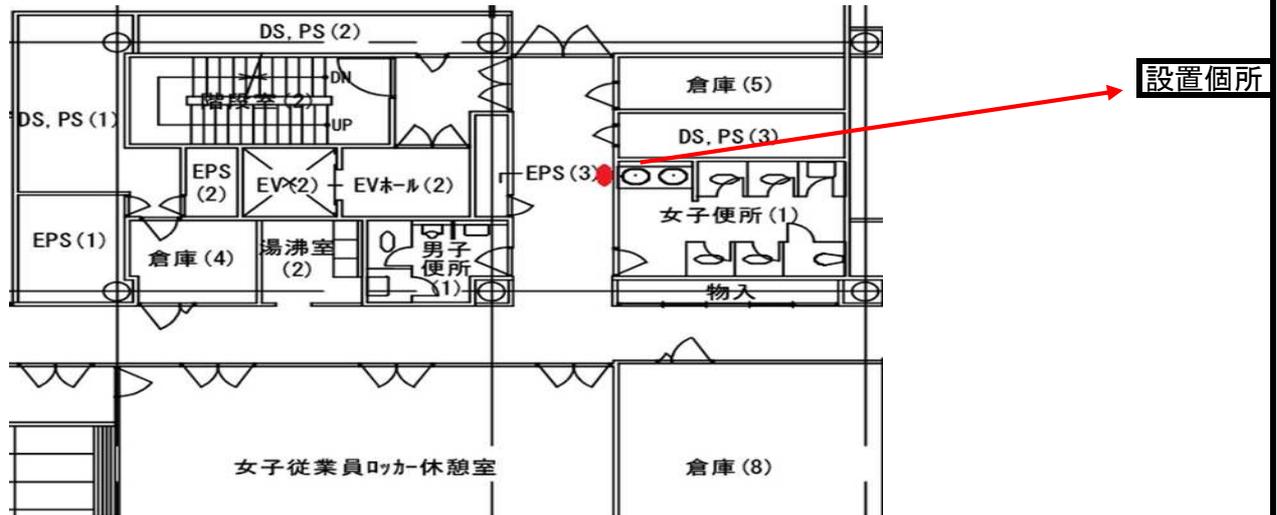
⑰写真



物 件 明 細 書

見積合わせ番号: R7-17	施設名称	ボートレース尼崎
①所在地	尼崎市水明町199-1	
②施設内勤務者数	レース開催日は約100人、非開催日は約10人	
③一日の平均来庁者数	バックヤードのため一般来庁者購入不可となります。	
④既設自動販売機売上数	令和6年度年間実績 2,414本 令和7年度4月～8月実績 1,198本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	ボートレース事業部ボートレース施設課 / 寺本 / 06-6419-3181	
⑥設置場所	ボートレース尼崎メインスタンド2階	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル(密封容器)	
⑬他の自動販売機の有無	メインスタンド内 1階(紙コップ)4台、(ペットボトル)2台、3階(ペットボトル)2台(アイス)2台、有料席利用者用無料自動販売機(紙コップ)6台(3階)、屋外2台(缶・ペットボトル)、バックヤード(施設内勤務者用)3台(缶、ペットボトル)	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	当該設置希望エリアについては、バックヤードの為一般来場者は購入不可のエリアとなり、施設内勤務者向けの設置となります。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真



(表面) ※誓約書と共に両面印刷をし、ご使用ください。

受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

尼崎市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領の各条項を承知の上、次のとおり申し込みます。

なお、市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人名を掲載することに同意します。

(〒 -)
申込者 所在地

法人名

代表者氏名

印

(担当責任者)
所属部署名：
所 在 地：
職 ・ 氏 名：
電 話：
F A X：
E メール：

・応募物件

応募する見積合わせ番号を○で囲ってください。(複数物件の申込も可能です。)
(番号の間違いないよう確認の上、記入してください。)

見 積 合 わ せ 番 号							
R7-1	R7-2	R7-3	R7-4	R7-5	R7-6	R7-7	R7-8
R7-9	R7-10	R7-11	R7-12	R7-13	R7-14	R7-15	R7-16
R7-17							

注1 申込者の印鑑は、見積書の応募者の印鑑と必ず同一のものを使用してください。

注2 法人の印鑑証明の代表者印を使用してください。

(裏面)

誓約書

自動販売機設置事業者募集に応募するにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領（以下「実施要領」という。）の内容をすべて承知しています。
- 2 自動販売機設置に伴う使用許可等を受ける内容、状況を把握しています。
- 3 実施要領における応募資格の内容及びグリーン購入法等の設置条件をすべて満たしています。
- 4 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 5 市長から役員等の氏名その他の上記4に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供します。
- 6 暴力団等から公募物件に対する権利行使の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行います。
- 7 事業者選定への暴力団等の関与を排除するために公募物件に係る使用許可等が取り消されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行いません。

見 積 書

令和7年 月 日

尼崎市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

応 募 者
所 在 地

法人名及び代表者名

印

清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領の各条項を
承知の上、見積りします。

見積合わせ番号（必ず記載してください）

R7 -

価 格

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

件 名
清涼飲料水等自動販売機設置事業者の公募見積合わせ

- (注) 1 価格は使用料等の年額（税込）を記載すること。
2 金額はアラビア数字1、2、3・・・とし、数字の頭に¥マークを入れること。
3 応募者の印鑑は、応募申込書に押印した実印鑑を使用すること。
4 物件ごとに指定の封筒に入れ、提出すること。

自動販売機設置事業者公募見積合わせ

質 疑 書

令和7年 月 日

応募者	所在地	
	法人名	
連絡先等	所属部署	担当者名
	電話番号	FAX 番号
	電子メールアドレス	

質疑内容

受付番号

令和 年 月 日

見積合わせ立会申込書

尼崎市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

清涼飲料水等自動販売機設置事業者の選定に係る見積合わせについて、次のとおり立会いを申し込みます。

(〒 -)
申込者 所在地

法人名

代表者氏名

(押印不要)

(担当責任者)
所属部署名
職・氏名
電話
F A X
Eメール

・立会者

職 名	氏 名

※1 事業者 1 人のみとする。

※応募申込みとあわせて提出すること。なお、それ以後の立会申込みは受け付けない。

災害時における自動販売機内の商品の提供協力に関する協定書

尼崎市(以下「甲」という。)及び〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)は、乙が〇〇内に設置する災害対応型自動販売機内の商品(飲料等)の提供協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、乙が、災害対応型自動販売機(以下「自動販売機」という。)内の商品(飲料等)を甲に無償で提供協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 自動販売機設置施設において、風水害、地震等大規模災害が発生又は発生する恐れがある場合で、甲が、当該施設の利用者、職員又は避難者に対し、飲料等の無償提供が必要と判断したときは、甲は、乙に自動販売機内に現有する商品(飲料等)の無償提供を要請し、乙は当該要請に基づき、甲に当該商品が無償提供するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条に規定する要請を行う場合は、救援飲料提供要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等で口頭により要請することができるものとし、その場合は、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(無償提供の方法)

第4条 甲は、乙が甲に提出する次に定める自動販売機の鍵を用いて、当該自動販売機の商品強制排出機能を作動させることにより、自動販売機内の現有する商品の無償提供を受けるものとする。

(1) 鍵No.:〇

(2) 貸出し鍵本数:〇本

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

以上

令和 年 月 日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 松本 眞

(乙) 〇〇市〇〇〇〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇

様式1(第3条関係)

救援飲料提供要請書

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 様

尼崎市長 松本 眞
(公印省略)

災害時における自動販売機内の商品の提供協力に関する協定書第2条の規定により、次のとおり要請します。

自動販売機設置施設	
要請する理由	
電話要請日時	
電話要請者(尼崎市) 所属・氏名	
応答者() 所属・氏名	
その他	

自動販売機設置事業者公募
見積書封入用封筒

見積合わせ番号： 番

事業者名：

尼崎市役所